

事 務 連 絡  
令和 5 年 10 月 17 日

関係団体 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省医政局医事課  
厚生労働省医政局歯科保健課  
厚生労働省医政局看護課

「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所、  
養成施設の対応及び実習施設への周知事項について」の廃止について

標記について、別添のとおり都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県私立高等学校担当部局、都道府県私立特別支援学校担当部局、国公私立大学、都道府県衛生・医務主管部局、都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局、都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局及び地方厚生（支）局健康福祉部宛て通知しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知をお願いいたします。

事務連絡  
令和5年10月17日

各

都道府県教育委員会  
指定都市教育委員会  
都道府県私立高等学校担当部局  
都道府県私立特別支援学校担当部局  
国公立大学  
都道府県衛生・医務主管部局  
都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局  
都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局  
地方厚生（支）局健康福祉部

御中

文部科学省初等中等教育局  
文部科学省高等教育局  
厚生労働省医政局  
厚生労働省健康・生活衛生局  
厚生労働省社会・援護局  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所、養成施設の対応及び実習施設への周知事項について」の廃止について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学等に不利益が生じることがないように、学校養成所等の運営等については、別添のとおり令和2年2月28日、令和2年6月1日、令和3年5月14日、令和4年4月14日及び令和5年4月25日付事務連絡（以下「前事務連絡等」という。）により、その取扱いを周知しており、これに基づきご対応いただいているものと承知しております。

その前事務連絡等において、新型コロナウイルス感染症への対応のため、学校養成所等における実習等の弾力的な運用をお知らせしておりましたが、本事務連絡の発出をもって、これまでの前事務連絡等の取扱いを原則として廃止します。

なお、できる限り速やかに従前の教育体制を整備することが望ましいところですが、実習施設の確保等について、速やかに対応することが困難な事情がある場合には、令和6年3月31日までの間、これまでの前事務連絡等と同様の対応として差し支えありません。また、各医療関係職種等の国家試験の受験資格の認定についても前事務連絡等と同様の取扱いとします。

これにより、今後は、前事務連絡等の発出以前と同様の実習を行うことを念頭に、実習施設を確保するとともに、授業・実習等を計画する必要がありますが、実習を実施する時期において、学校養成所等又は実習施設での感染者の集団発生等により、やむを得ず実習の実施が困難になった場合には、上記期限（令和6年3月31日）以降も、当面の間は前事務連絡等と同様の対応として差し支えない旨、併せてお知らせします。

なお、前事務連絡等に関連して、実習施設におけるワクチン接種やPCR検査等の取扱いについては、別添のとおり、令和4年4月14日付事務連絡により、学校養成所等の実習施設となり得る医療機関、訪問看護ステーション、介護施設、福祉施設及び保健所等（以下「医療機関等」という。）に対して、ワクチン接種やPCR検査等を実習の受入れの必須要件としないよう、また、令和5年4月25日付事務連絡により、学校養成所等において入学の必須要件としないよう、学校養成所等に対して、関係者の理解と協力を得られるよう周知をお願いしておりますが、特にこの点は引き続き、今後も学生等の修学等に不利益が生じることがないように、周知を行っていただくようお願いいたします。

本事務連絡は、各国公私立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、内容について御了知の上、管内の学校養成所等及び医療機関等に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会におかれましては、管内の特別支援学校を所管する指定都市を除く、各市町村教育委員会に対して、本事務連絡の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。

**【担当】**

文部科学省 03-5253-4111（代表）

厚生労働省 03-5253-1111（代表）

[専門高校]

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室  
（内線：2383（助成係））

[特別支援学校]

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
（内線：3716（指導係））

[大学・短期大学及び大学に付属する専修学校]

文部科学省高等教育局医学教育課  
（医師・歯科医師）（内線：3306（医学教育係））  
（薬剤師）（内線：3326（薬学教育係））  
（保健師・助産師・看護師）（内線：2508（看護教育係））  
（その他の職種）※（内線：2508（医療技術係））

※管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師、社会福祉士・介護福祉士、精神保健福祉士及び公認心理師については、下記の厚生労働省健康・生

活衛生局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部へ連絡すること。

[養成所・養成施設]

厚生労働省医政局

(保健師・助産師・看護師・准看護師) (内線：2594 (看護課))

(救急救命士) (内線：2550 (地域医療計画課))

(歯科衛生士・歯科技工士) (内線：4141 (歯科保健課))

(その他の職種) (内線：2568 (医事課))

厚生労働省健康・生活衛生局

(製菓衛生師) (内線：2492 (総務課))

(管理栄養士・栄養士・調理師) (内線：2972 (健康課))

(理容師・美容師) (内線：2437 (生活衛生課))

厚生労働省社会・援護局

(社会福祉士・介護福祉士) (内線：2845 (福祉基盤課))

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

(精神保健福祉士) (内線：3064 (精神・障害保健課))

(公認心理師) (内線：3113 (精神・障害保健課))